

水質検査結果書 (副)

管 理 No. J24A3009-001 1/2 -1

検査開始日 令和 06年 10月 17日

結果報告日 令和 06年 10月 30日

田柄町水道利用組合 (6号井戸) 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号 (濃度)



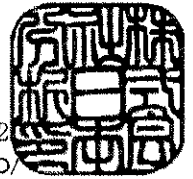
株式会社 日本分析

東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号

TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432

URL <http://www.n-bunseki.co.jp/>

責任者 水質検査者 貝塚 幸子



依頼者	危機管理室防災計画課 様		
採取日	令和 06年 10月 17日	時刻	10:10
天候	前日 - 当日 晴	温度	気温 24.0 °C 水温 17.0 °C
受付方法	採取		
採取者	(株)日本分析/沖		
試料名	井水	検査目的	水道法水質基準適否・理化学試験
採取場所	屋外水栓 東京都練馬区田柄5-9		

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ml	0	1ml中集落数100以下	厚生労働省告示第261号別表第1
大腸菌	-	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号別表第2
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下 (シアンの量)	厚生労働省告示第261号別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	4.8	10mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.06mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第18
総トリハロメタン ※	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
トリクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.09mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ホルムアルデヒド	mg/L	0.005 未満	0.08mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第19の3
塩化物イオン	mg/L	18.0	200mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
有機物<全有機炭素 (TOC) の量>	mg/L	0.3 未満	3mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第30
pH値	-	7.8	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号別表第31
味	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示第261号別表第33
臭気	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示第261号別表第34
色度	度	0.1 未満	5度以下	厚生労働省告示第261号別表第36

判 定	上記検査項目については、水道法水質基準に適合します
-----	---------------------------

備 考	・検査結果中「未満」の表示は定量限界未満を示す ・基準値は「水質基準に関する省令」(平成15年5月厚生労働省令第101号) ・※クロロホルム、ブromジクロロメタン、ジブromクロロメタン、ブromホルム濃度の総和
-----	---

副

結果報告日 令和 06年 10月 30日

田柄町水道利用組合（6号井戸）様

[illegible]

測定報告書

No. 42BB-0327-3

令和6年11月20日

危機管理室防災計画課 殿

令和6年11月15日 御依頼いただきました試料の
測定結果について下記の通り報告致します。

計量証明事業登録長野市一般・環境第31号
株式会社 科学技術開発センター
長野市大字北長池字南長池境 2058-3
TEL 026-263-2010 FAX 026-263-2012

測定責任者

溝口 一徳

試料名	井水				
採取場所	田柄町水道利用組合(6号井戸) 屋外水栓 練馬区田柄5-9				
採取者	(株)日本分析				
採取日時	令和6年11月14日	10時10分	測定日時	令和6年11月19日	10時11分
天候	—	気温	—	水温	—

核種	放射能濃度	検出下限値	単位
放射性セシウム Cs-134	不検出	1	Bq/kg
放射性セシウム Cs-137	不検出	1	Bq/kg
以下余白			

注記)表中の放射能濃度は、試料採取日時に半減期補正した値

測定機器)・セイコー・イージーアンドジー社製SEG-EMS(ゲルマニウム半導体検出器システム)
・ORTEC製Ge半導体検出器 GEM25P4-70(検出器部)

備考 ・測定方法:ゲルマニウム(Ge)半導体検出器を用いた γ 線スペクトロメトリーによる
核種分析方法に準拠

・不検出とは検出下限値未満のことである。

・測定方法:水道水等の放射能測定マニュアル(平成23年10月厚生労働省健康局水道課)準拠

・測定時間:3000秒

・判定:放射性セシウム濃度(Cs-134、Cs-137)の合計は、10Bq/kg未満であり、飲用基準に適合しています。

水質検査結果書 (副)

管 理 No. A2511693-001 1/2 -1

検査開始日 令和 07年 1月 16日

結果報告日 令和 07年 2月 3日

田柄町水道利用組合 (6号井戸) 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号 (濃度)



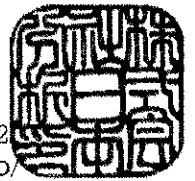
株式会社 日本分析

東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号

TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432

URL <http://www.n-bunseki.co.jp/>

責任者 水質検査者 貝塚 幸子



依 頼 者	危機管理室防災計画課 様				
採 取 日	令和 07年 1月 16日	時 刻	10:20		
天 候	前日 一 当日 曇	温 度	気温 6.0 ℃ 水温 16.0 ℃		
受付方法	採取				
採 取 者	(株)日本分析／上田				
試 料 名	井水	検査目的	水道法水質基準適否・理化学試験		
採取場所	屋外水栓 東京都練馬区田柄5-9				

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ml	0	1ml中集落数100以下	厚生労働省告示第261号別表第1
大腸菌	-	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号別表第2
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下 (シアン)の量	厚生労働省告示第261号別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	4.4	10mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.06mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第18
総トリハロメタン ※	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
トリクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.09mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ホルムアルデヒド	mg/L	0.005 未満	0.08mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第19の3
塩化物イオン	mg/L	17.6	200mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
有機物<全有機炭素 (TOC) の量>	mg/L	0.3 未満	3mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第30
pH値	-	7.8	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号別表第31
味	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示第261号別表第33
臭気	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示第261号別表第34
色度	度	0.1 未満	5度以下	厚生労働省告示第261号別表第36

判 定	上記検査項目については、水道法水質基準に適合します
-----	---------------------------

備 考	・検査結果中「未満」の表示は定量限界未満を示す ・基準値は「水質基準に関する省令」(平成15年5月厚生労働省令第101号) ・※クロロホルム、ブromジクロロメタン、ジブromクロロメタン、ブromホルム濃度の総和
-----	---

副

結果報告日 令和 07年 2月 3日

田柄町水道利用組合（6号井戸）様

[illegible]

水質検査結果書

検査開始日 令和 07年 3月 13日

結果報告日 令和 07年 3月 24日

田柄町水道利用組合 (6号井戸) 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号(濃度)



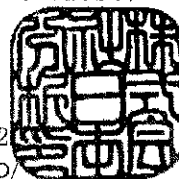
株式会社日本分析

東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号

TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432

URL <http://www.n-bunseki.co.jp>

責任者 水質検査者 貝塚 幸子 (印)



依頼者	危機管理室防災計画課 様				
採取日	令和 07年 3月 13日	時刻	10:00		
天候	前日 ー 当日 晴	温度	気温 17.0 ℃ 水温 17.0 ℃		
受付方法	採取				
採取者	(株)日本分析／上田				
試料名	井水	検査目的	水道法水質基準適否・理化学試験		
採取場所	屋外水栓 東京都練馬区田柄5-9				

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

[illegible]

判 定	上記検査項目については、水道法水質基準に 適合 します
-----	------------------------------------

備 考	・検査結果中「未満」の表示は定量限界未満を示す ・基準値は「水質基準に関する省令」（平成15年5月厚生労働省令第101号）
-----	--